

## 太子町公式Instagram運用方針

太子町では、町内の風景、文化や伝統など、まちの魅力を広く多くの方々に発信するために、太子町公式 Instagram アカウント（以下、「当アカウント」という）を開設します。当アカウントの運用に関し、利用者・閲覧者の皆さんに誤解や混乱を招かないよう、必要な事項を次のとおり定めます。

### 1. アカウント情報等

- (1) ソーシャルメディアサービス名：Instagram
- (2) 名前：大阪府太子町【公式】
- (3) アカウント名： taishi\_osaka\_official
- (4) アカウント URL： [https://www.instagram.com/ taishi\\_osaka\\_official /](https://www.instagram.com/taishi_osaka_official/)

### 2. 投稿内容

- (1) 町内の風景や観光スポットなどの町の PR を目的とする情報
- (2) その他、発信することが適当と認められる情報

### 3. 運用及び投稿

- (1) 運用管理者：政策総務部 秘書政策課
- (2) 投稿者：太子町広報サポーター（内容によって他が更新することも可能）

### 4. 対応時間

原則として開庁時間（平日9時～17時30分）に、投稿者が必要に応じて不定期に投稿します。より効果的な情報発信のため、この時間外にも必要に応じて投稿する場合があります。

### 5. コメントへの回答

- (1) 当アカウントへの質問やコメントに対し、原則として町から個別の回答はしません。
- (2) 当アカウントでは、町へのご意見・ご質問は取り扱いません。

### 6. 禁止事項

利用者が当アカウントにコメントなどを投稿する場合、下記の事項に該当する行為を禁じます。禁止行為をした、またはする恐れがあると町が判断した場合には、予告なくコメントの削除やアカウントのブロックなどの利用制限を行う場合があります。

- (1) 公の秩序または善良の風俗に反する内容

- (2) 当アカウントの掲載内容に対して、著しくかけ離れている内容
- (3) 町や第三者を誹謗・中傷し、名誉や信用を傷つける内容
- (4) 町を含んだ他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (5) 政治や選挙、宗教活動またはこれからの類似する内容
- (6) 法律・法令等に違反している、または違反する恐れがある内容
- (7) わいせつな内容を含む不適切な内容
- (8) 広告・宣伝・勧誘・営業活動、その他営利を目的とした内容
- (9) 町や第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (10) インスタグラム利用規約に反する内容
- (11) その他、町が不適切と判断した内容

## 7. 著作権等

当アカウントに掲載する個々の情報（写真・文章など）に関する知的財産権（商標権・著作権などのすべての権利）は、町に帰属します。また、「私的使用のための複製」や「引用」などと著作権法上認められる場合などには、転載の対象となる内容を変えず、「引用：太子町公式Instagram」などと出所を明記してください。

## 8. 免責事項

- (1) 当アカウントに投稿されたコメントに関して、ページ運営者は一切責任を負わないものとします。
- (2) 当アカウントによる投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性・完全性・有用性について保証するものではありません。
- (3) 当アカウントによる内容や運用方針は、予告なく変更することがあります。

## 9. その他

この運用方針は、太子町ソーシャルメディア利用ガイドラインに準じます。  
この運用方針は、令和3年10月6日より適用します。